

河川の管理等に関する行政評価・監視

平成 18 年 12 月 26 日

- 北海道管区行政評価局が平成 18 年 8 月 11 日、北海道開発局に対して行った「河川の管理等に関する行政評価・監視」の改善通知に基づき、北海道開発局において、次のように改善を行うこととしました。

○ 都市河川における親水空間の利用の促進について

行政評価局の所見表示事項

都市河川における親水空間の利用の安全性の確保及び利用の促進の観点から、豊平川の堤防法面が損傷している箇所について、補修の必要な箇所においては、補修を行うこと。

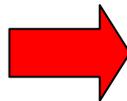
さらに、札幌市と協議し、利用者の安全性及び利便性を考慮した自転車道に至る道路や階段の整備を含めた親水空間の利用の促進について検討を行い、所要の措置を講じること。

【改善前】

- 豊平川南大橋付近



- 豊平川南 22 条大橋～南 19 条大橋付近



開発局の改善措置

今回指摘を受けた豊平川の堤防法面が損傷している 4 箇所のうち、2 箇所については現在階段工等の設置を既に実施済み。他の箇所についても順次補修を行う予定。

さらに、札幌市とも利用状況の実態等について協議を行っており、階段工の整備等、河川管理者・施設設置者として必要な措置を講じていく。

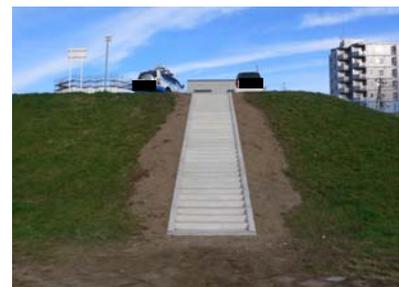
豊平川については、石狩川水系豊平川河川整備計画（平成 18 年 9 月策定）においても、洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行うこととしており、今後もこの基本理念に沿って実施していく。

【改善後】

- 豊平川南大橋付近



- 豊平川南 22 条大橋～南 19 条大橋付近



- その他、河川管理の適正化等、適切な占用許可の見直しについては、当局にご照会ください。

<本件照会先>

総務省北海道管区行政評価局

第一部第 1 評価監視官室 五井野、竹内、太田

(電話) 011(709)1804

河川の管理等に関する行政評価・監視

北海道管区行政評価局が平成 18 年 8 月 11 日、北海道開発局に対して行った「河川の管理等に関する行政評価・監視」の改善通知に基づき、北海道開発局において、次のように改善を行うこととしました。

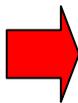
1 都市河川における親水空間の利用の促進について

行政評価局の所見表示事項	開発局の改善措置
<p>都市河川における親水空間の利用の安全性の確保及び利用の促進の観点から、豊平川の堤防法面が損傷している箇所について、補修の必要な箇所においては、補修を行うこと。</p> <p>さらに、札幌市と協議し、利用者の安全性及び利便性を考慮した自転車道に至る道路や階段の整備を含めた親水空間の利用の促進について検討を行い、所要の措置を講じること。</p>	<p>今回指摘を受けた豊平川の堤防法面が損傷している 4 箇所のうち、2 箇所については現在階段工等の設置を既に行っているところであり、他の箇所についても順次補修を行う予定である。</p> <p>さらに、札幌市とも利用状況の実態等について協議を行っており、階段工の整備等、河川管理者・施設設置者として必要な措置を講じていくこととしている。</p> <p>豊平川については、石狩川水系豊平川河川整備計画（平成 18 年 9 月 22 日策定）においても、洪水等による災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行うこととしており、今後もこの基本理念に沿って実施していく。</p>

2 河川管理の適正化等

(1) 河川巡視のあり方の見直し

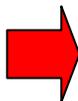
行政評価局の所見表示事項
① 国土交通省が示している河川巡視規程例を参考として、北海道開発局河川巡視要領を見直すこと。
② 河川巡視については、今回当局が指摘した事項の改善を図るほか、見直し後の河川巡視要領に基づいて適切に行うこと。特に、占用地における巡視は、その占用地の管理状況等を厳格に点検し、適正な状態での占用を確保すること。



開発局の改善措置
① 北海道開発局河川巡視要領については、今年度中に改正すべく見直し作業を進めているところである。
② 河川巡視については所要の改善を図るとともに、見直し後の河川巡視要領に基づき適切に行う。また、当局が占用許可している河川敷地の管理状況について河川巡視等により調査を行い、占有者に適切な管理を行わせるよう、「占用許可を与えている河川敷地の管理状況等の調査について」（平成 18 年 9 月 22 日付け事務連絡）において各開発建設部に指示済みである。

(2) 不法行為対策

行政評価局の所見表示事項
① 内水面漁業者の不法占用については、当該地を管轄する市町村と協議し、早急に不法占用状態を解消すること。 また、河川敷地を駐車場として使用しているものについても、関係市町村と協議し、早急に不法占用状態を解消すること。

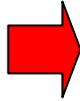


開発局の改善措置
① 内水面漁業者の不法係留の解消に向けては、関係自治体に当該係留施設の占用許可を行い、関係自治体において内水面漁業者に適正な係留施設を使用させることで、平成 18 年 8 月に協議を行い、内諾を得たところである。今後は事務手続を進め、適正な管理・使用に努めていくこととしている。 河川敷地を駐車場として使用しているものの解消に向けては、平成 18 年 8 月に、隣接するパークゴルフ場の占用許可を受けた者に対し、現在駐車場として使用している河川敷地を、河川敷地占用許可準則（平成 17 年 3 月 28 日付け国河政第 139 号国土交通事務次官通達）第七第 2 項に規定されているパークゴルフ場に付属する駐車場として占用許可することで協議を行い、内諾を得たところである。今後は事務手続を進め、適正な管理状態が維持できるよう占有者に対して指導していくこととしている。

行政評価局の所見表示事項

② 占用地については、河川巡視等を活用し、「占用地の総点検」を実施し、不法な占用工作物の解消、不法投棄物等を一扫すること。また、占用者に対して占用地の管理を適切に行うよう指導すること。

③ 不法投棄対策については、ゴミの投棄場所の分析を行うことにより、投棄場所の特定を行い、それにより適切に車両の進入を防止する等の措置を行うとともに、河川巡視を活用することにより、不法投棄場所を重点的に巡視する等、効果的・効率的な不法投棄対策を行うこと。



開発局の改善措置

② 開発局が占用許可している河川敷地の管理状況について河川巡視等により調査を行い、占用者に適切な管理を行わせるよう、「占用許可を与えている河川敷地の管理状況等の調査について」（平成18年9月22日付け事務連絡）において各開発建設部に指示済みである。

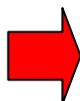
特に、不法な占用工作物、不法投棄物等の著しい箇所においては、関係自治体等の協力を得ながら現況についての詳細調査を実施することとし、順次その解消を進めていくこととしている。

③ 過去の不法投棄箇所のデータを集計・分析し、不法投棄多発箇所の特定を行い、当該箇所においては、河川管理の妨げにならない範囲で車輛進入防止措置や不法投棄禁止の看板の設置など、予算等を勘案のうえ、順次実施していく。また、重点的な巡視を行うよう徹底していく。

3 適切な占用許可事務の実施

(1) 撤去訓練の実施等の見直し

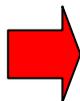
行政評価局の所見表示事項
① 撤去が必要とされる工作物等に対しては、毎年1回、施設の撤去訓練を行い、その結果を報告すること等の特別条件を付すこと。また、申請時における撤去訓練計画の適正な審査の実施、撤去訓練結果の書類による提出を義務付けること。
② 占用者に対しては撤去訓練実施計画に則した撤去訓練を実施させること。



開発局の改善措置
撤去が必要とされる工作物等の許可にあたっては、河川法第90条第2項に留意し、撤去訓練を必要とする場合は特別条件を付すこととしている。
今回、撤去訓練の実施等を内容とする特別条件を付すべきと指摘のあった1件については、更新時（平成22年3月31日）に特別条件を付すこととし、更新時までの間、撤去訓練の実施等について指導することとする。
また、撤去訓練が必要とされる工作物等については、撤去訓練実施計画に沿った訓練が確実に実施されるよう、実施対象、実施方法等に十分留意して審査を実施し、撤去訓練を実施すること及びその結果を文書等で報告することを特別条件に明記することとする
(参考) ○河川法（昭和39年法律第167号） （許可等の条件） 第90条（略） 2 適正な河川の管理を確保するため必要最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(2) 河川区域の占用標識の設置等の適正化

行政評価局の所見表示事項
許可工作物等の設置者等を明確にする必要があることから、河川敷地を利用する占有者に対して、占用標識を設置するよう指導するとともに、占用させている区域等を明確にする方策について検討すること。



開発局の改善措置
河川占用標識の未設置状況については「占用許可を与えている河川敷地の管理状況等の調査について」（平成18年9月22日付け事務連絡）において調査を行うよう各開発建設部に指示済みである。今後調査結果に基づき占用標識未設置者に対して順次設置するよう指導する。 また、占用を許可している区域等を明確にする方策については、占用目的・規模・期間の長短等に応じて相応の縮尺の図面を確保することとし、併せて、既存の主要工作物との位置関係を明示することなどについて検討していく。